

# 実習先変更支援サイト登録のお願い

## ○ 実習先変更に対する支援について

外国人技能実習機構は、技能実習生の円滑な実習先変更を支援します。このため、技能実習生の受け入れ先となり得る監理団体の情報の受付及び提供を行うため

### 実習先変更支援サイト

<https://www.support.otit.go.jp/kanri/>

を開設しました。

技能実習の継続が困難となった技能実習生に、引き続き技能実習を行う機会を与えるために、受け入れに協力する旨の登録をお願いします。

- ※ 技能実習生を募集している監理団体又は実習先の変更を求める監理団体が、当該情報を利用するためには、利用者登録が必要です。詳細は、「実習先変更支援サイト」をご確認ください。
- ※ 実習実施者は、加盟している監理団体に、実習先変更に係る支援を依頼してください。
- ※ 「Microsoft Edge」「Google Chrome」ではエラーとなる事象が発生しており、当面「Firefox」(<https://www.mozilla.org/ja/firefox/new/>) ブラウザをダウンロード、インストールし、御活用してください。

## ○ 優良な監理団体、優良な実習実施者について

監理団体が優良な団体であることの加点要件に「実習先変更支援サイトへの登録」がありますので、積極的な登録をお願いします。

また、優良な実習実施者の加点要件には、「直近過去3年以内に技能実習継続が困難になった技能実習生の受入を行ったこと」があります。

監理団体は、傘下の実習実施者に対して、定期的に技能実習生の募集状況を確認し、積極的な受入を働きかけてください。

- ※ 技能実習法第51条第1項に基づく支援義務について

実習実施者や監理団体には、技能実習法第51条第1項において「技能実習実施困難時届出（様式第18号）」や「事業廃止届出書・事業休止届出書（様式第19号）」等を提出しようとする際、監理団体等が他の監理団体等との連絡調整その他必要な措置を講じるなど、技能実習生に対して円滑な実習先変更の支援を図ることが義務づけられています。



**外国人技能実習機構 (OTIT)**

〒108-0022 東京都港区海岸3-9-15 LOOP-X 3階  
03-6712-1965 (指導援助部援助課) 機構HP：<http://www.otit.go.jp/>